

利用制度の対象とする公文書の範囲について

令和2年度第1回会議での継続審議事項

(仮称) 尼崎市公文書管理条例の適用対象に、歴史資料として重要な公文書その他の文書に、民間法人、個人所有のもので、歴史博物館に寄贈、寄託されたものを含めるかどうかは、十分慎重に検討していく必要がある。

論点

民間法人、個人所有のもので、歴史博物館に寄贈、寄託された文書のうち歴史資料として重要な文書について、条例に基づく利用請求権の対象とすることが妥当か。

公文書管理法における定義

行政文書

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 **特定歴史公文書等**
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

法人文書

※尼崎市では、相当する法人がなく、対象となる文書はない

独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であって、政令で定めるところのものと区分されるもの

公文書管理法における定義

歴史公文書等

歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

特定歴史公文書等

歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
- 二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
- 三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの
- 四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

公文書等

この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政文書
- 二 法人文書
- 三 特定歴史公文書等

尼崎市情報公開条例における定義

「**公文書**」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、

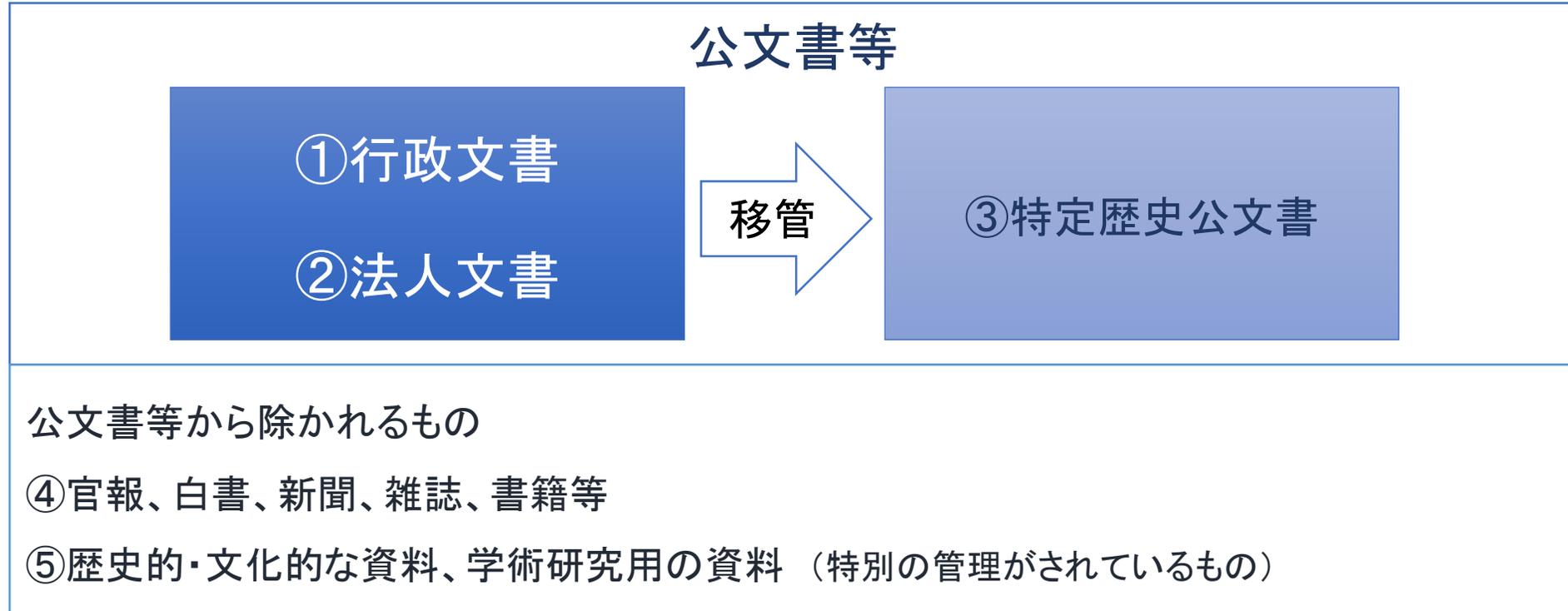
当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 市報、書籍その他不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの
- ② 図書館その他の規則で定める機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

※保存期間満了後、廃棄対象となった文書のうち、歴史的価値を有する文書は、情報公開条例対象の「公文書」ではない

尼崎市立中央図書館・北図書館、尼崎市立歴史博物館、尼崎市市政情報センター

公文書管理法における定義の整理



- ・公文書管理条例制定済27基礎自治体も基本的に同じ枠組み設定。
- ・情報公開法、尼崎市情報公開条例との考え方の整合性。
情報公開法 ①を対象とし、③④⑤を除外。
尼崎市情報公開条例 ①を対象とし、④⑤を除外。

寄贈・寄託文書の取り扱い調査結果

調査対象：公文書管理条例制定済（令和3年5月末現在）の基礎自治体（27）

※ ニセコ町、秋田市、安芸高田市、熊本市、宇土市、志木市、草津市、野洲市、小布施町、高松市、三豊市、丸亀市、藤沢市、茅ヶ崎市、高根沢町、天草市、大槌町、那須町、豊島区、世田谷区、八王子市、小平市、渋川市、市川市、金沢市、犬山市

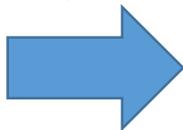


歴史公文書等の定義がある自治体 安芸高田市、秋田市、小布施町、高松市、三豊市、藤沢市、高根沢町、豊島区、渋川市、八王子市、市川市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市、金沢市、犬山市、丸亀市、小平市	18
内 訳	
寄贈・寄託文書を含める自治体 秋田市、小布施町、高松市、三豊市、藤沢市、市川市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市、金沢市、丸亀市	11
寄贈・寄託文書を含める旨明記されていない自治体 安芸高田市、高根沢町、豊島区、渋川市、八王子市、犬山市、小平市	7

先進自治体が寄託・寄贈文書を含めない理由

- 1 歴史的・文化的な資料、学術研究用の資料のうち、特別の管理がされているもの**
(=「公文書」「行政史料」の定義で含めないもの)として、公文書の範囲から除外しているため。
=博物館等の史料として管理。
安芸高田市、高根沢町、渋川市、八王子市、小平市
- 2 寄贈・寄託主との契約で公開範囲等を定めるものであるため。**
=行政情報公開と同じ事務処理方法で取り扱うことはできない。
豊島区
- 3 その他:未策定**
犬山市

以上のうち



公文書館機能がある館を持っているのは、小平市（図書館）のみ。

※小平市では、同じ窓口で、申請書を分けて対応している。

寄託・寄贈文書の取扱いについて（まとめ案）

1. 法・条例の枠組みとして、博物館・図書館等の資料は「歴史的・文化的な資料、学術研究用の資料のうち、特別の管理がされているもの」として公文書等から除外される。
2. 条例上の扱いは自治体により異なる。ただし寄贈・寄託文書を歴史的公文書等に含める自治体であっても、公文書館の寄贈・寄託文書に限定し、博物館・図書館等の資料までは含まない。
3. 尼崎市立歴史博物館の寄贈・寄託文書について（尼崎市案）
 - ① 現在保有している文書は、（仮称）公文書管理条例制定の取組み以前から、市立地域研究史料館が歴史的・文化的な資料として収集・整理・公開してきた資料であり、条例施行後も、法・条例の定める「歴史的・文化的な資料、学術研究用の資料のうち、特別の管理がされているもの」に該当すると考えられる。
 - ② 寄贈・寄託文書は、寄贈・寄託者の意思や市との合意に基づき適宜判断しながら整理のうえ、公開し、場合によっては非公開等の扱いを行ってきているものであり、一律に公開義務（利用請求権）を定める公文書等に含めて扱うことは適切ではない。
 - ③ 法・条例の定める公文書等の扱いとは異なる枠組み・考え方により広く整理・公開・活用してきた資料であり、新たに設けられる条例が定める利用請求権から除外したからといって、実質的な意味において市民の利用権を侵害することにはならない。